

9 その他

(1) 美浜町環境審議会条例

(平成9年3月28日条例第15号)
改正 平成19年6月18日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、町の良好な環境の確保に関する重要な事項について調査及び審議を行うため、美浜町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 企業を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号及び第2号により役職をもって選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらずその役職を離れたときは当該委員を辞したとみなし、委員の職を解く。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が召集し議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは審議会に小委員会を設け、特定の事項の調査又は審議を付託することができる。

2 小委員会は、付託された事項について会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 美浜町公害対策審議会条例(昭和45年美浜町条例第27号)は、廃止する。

附 則(平成19年6月18日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。